

レッスン01 金融機関の仕事とその特質とは

(1) 銀行法とは

銀行法は、1981年（昭和56年）6月1日に公布された。旧法である銀行法（金融恐慌のあとの1927年（昭和2年）に制定）を全部改正し新たな形で制定された。

1. 目的

銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。法律の運用に当たっては、銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

2. 概要

銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けたものでなければ営むことができない（第4条）。

銀行は、預金又は定期積金等の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引、為替取引、等の業務を行うことができる（第10条）。

また、銀行は、資本の額が10億円を下回ってはならない（第5条）。

(2) 顧客本位の業務運営の重要性「フィデューシャリー・デューティー」

2017年3月30日、金融庁は「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表した。

制定までの経緯から、わが国におけるいわゆる「フィデューシャリー・デューティー」に関するプリンスプルを示した。

- フィデューシャリー (fiduciary) は“受託者・信用上の”
- デューティー (duty) は“義務・任務”

である。つまり、「他者からの信頼を受け、顧客本位の業務運営をする義務」ということが出来る。

1. 制度の由来

以前から信託業の「受託者責任」があり、この受託者責任として信託法、信託業法あるいは民法等において「忠実義務等」や「善管注意義務」が規定されていた。

例：お客さまから資産の管理などの信託業務を受託している場合、

「〇〇の時は、〇〇して欲しい」という指示があれば、

お客さま（信託の委託者）の指示に忠実に対応することが、忠実義務を果たすことになる。

この原則のポイントは、

- ① 顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
- ② 顧客の最善の利益の追求
- ③ 利益相反の適切な管理
- ④ 手数料等の明確化
- ⑤ 重要な情報の分かりやすい提供
- ⑥ 顧客にふさわしいサービスの提供
- ⑦ 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

の7つの原則（プリンシプル）から構成されている。

この原則を受け入れる金融事業者は、上記①「顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等」に当たり、これらの原則（プリンシプル）を注釈も含めて、実施する場合にはその対応方針を、逆に実施しない場合には、その理由や代替策を、分かりやすい表現で盛り込むことが求められる。

2. 位置づけ：プリンシプルベース・アプローチ

「顧客本位の業務運営に関する原則」は、あくまでも「金融事業者が顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティスを目指す上で有用と考えられる原則」であり、法令そのものや、法令上の個別の規定を代替するものではない。

そのため、「顧客本位の業務運営に関する原則」は、金融事業者に対して強制的に適用されるものではなく、「金融事業者の自発的な受入れを呼びかけていくもの」だとされている。

また、「顧客本位の業務運営に関する原則」を受け入れた場合であっても、その金融事業者に対して、詳細で具体的な義務（「～しなければならない」）や禁止事項（「～してはならない」）などが課されるわけではない。同原則が定めるのは、主として大きな考え方や理念を示した原則（プリンシプル）である。

どのようにして具体化していくかは、各金融事業者の自主性に委ねられている（具体的なルールを強制的に適用するのではない）。

今回の取組みにおいて、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用する理由について、金融庁は次

のように説明している。

☑ 従前

金融商品の分かりやすさの向上や、利益相反管理体制の整備といった目的で法令改正等が行われ、投資者保護のための取組みが進められてきた。

しかし、これらが最低基準（ミニマム・スタンダード）となり、金融事業者による形式的・画一的な対応を助長してきた面も指摘できる。

☑ 本来の姿

金融事業者が自ら主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムの実現が望ましい。

よって、従前のルールベース・アプローチのみでは、法令等に定められた「最低基準（ミニマム・スタンダード）」にさえ抵触しなければよい、当局の検査さえ乗り切れれば良いといった意識から、金融事業者の対応が、「形式的・画一的」な横並びの対応に陥りやすいとの問題意識が根底にあるものと考えられる。

こうした金融事業者が受け身で最低限の対応のみを行うという状況を転換し、自ら積極的に「何が顧客のためになるかを真剣に考え、横並びに陥ることなく、より良い金融商品・サービスの提供を競い合う」ようにするために、ルールベース・アプローチのみを積み重ねるのではなく、プリンシプルベース・アプローチを組み合わせていくことが有効である、という新しい考え方を採用した。

レッスン02 なぜコンプライアンスが極めて重要なのか

(1) 概要

コンプライアンスとは、法令遵守であり、良質なサービスの提供のために不可欠なことである。

金融庁は2017事務年度の金融行政方針を公表し、そのなかで「新たなコンプライアンス分野への対応」という項目をたて、「コンプライアンスをリスク管理の一環として」位置づける動きに言及している。

各々の企業の法令違反が直ちに経営危機につながることを考えれば、これは当然のことではあるが、金融庁がいうコンプライアンスは単なる法令遵守を超えた新たなものとして提示されているのである。

重要なことは、各企業が企業活動を営むうえで必ず従わなければならない客観的に確立されたルールであり、コンプライアンスとは、それを厳格に遵守することを意味することである。

よって、コンプライアンスは最低基準（ミニマムスタンダード）ともいわれている。

しかし、絶えることのない企業の不正行為をみれば、残念ではあるが、最低基準のことが遵守できていない現実があることは否定できず、この点については金融業界もまた例外ではない。

そこで、金融庁は、監督する立場としてコンプライアンスという特別な表現を通じて、その重要性を強調せざるを得ないのであり、新しい金融行政方針でも、「金融機関においては、最低基準である、法令等を厳格に遵守することは引き続き不可欠である。」と述べている。

(2) 重要なポイント

- ☑ コンプライアンス違反のリスクに対して適切な体制を構築しない金融機関
市場から見てビジネスのリスクの高い存在として思われて、消費者・取引先・個人投資家や機関投資家からビジネス相手として敬遠されてしまう。
- ☑ 問題が発生しても改善に真剣に取り組まない金融機関
役職員の責任感やビジネスへの意欲が低下して、金融機関にとってふさわしい人材や職場秩序の維持・確保が難しくなる。
- ☑ 普段からコンプライアンス違反のリスク発見と是正に努めていない企業
重大な不祥事やミスが発生した際の対応が遅れて、経済性・信用性の低下により大きな損失を受けることになる。

(3) 「顧客本位の業務運営」とは

1. 「フィデューシャリー・デューティー」の7つの原則（ポイント）

- ① 顧客本位の業務運営に係る方針の策定・公表等
金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、当該方針に係る取組状況を定期的に公表すべきである。当該方針は、より良い業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。
- ② 顧客の最善の利益の追求
金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。
- ③ 利益相反の適切な管理
金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。
- ④ 手数料等の明確化
金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。
- ⑤ 重要な情報の分かりやすい提供
金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。
- ⑥ 顧客にふさわしいサービスの提供
金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。
- ⑦ 従業員等に対する適切な動機づけの枠組み
金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。

2. 特に重要なポイント（再確認）

金融事業者が、顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティス（実践）を目指す上で有用と考えられる原則として、具体的に前述の7項目が定められている。

レッスン03 金融法規制のフレームワーク（取引法務と規制）

2013年7月に金融安定化理事会から「効果的なリスク・アペタイト・フレームワークの原則」が公表され、その後用語の定義の確立に向けた取り組みが進められている。

（1）概要

米国のリーマン・ブラザーズ社が2008年に破たんしたことを背景として、金融危機の後、銀行の新たなリスク管理の枠組みとして世界的に注目されるようになったのが「リスク・アペタイト・フレームワーク（RAF）」である。これは、銀行の経営目標を達成するためには、銀行がどのようなリスクを、また、どこまでリスクをとることを許容するかという内容である。

一般的に銀行では、毎年予算計画の策定時に、どれだけリスクをとって、どれだけ利益を上げるかを決める。そして、計画の実行段階においては、リスクはリスク管理部門が、収益は企画部門が各々別々に管理している。

従前と異なり、リスクと収益を一体化して事業を運営する考え方が、リスク・アペタイト・フレームワークである。

「リスクに対して受動的な対応ではなく、
銀行の組織自らが望ましい形として能動的に定義していくものである」という考え方。

なお、各銀行には、予算計画の策定、予実管理（予算と実績を比較して、達成状況を管理する一連の手法）、業績の評価という一連の経営管理サイクルが元々からある。

これらにさらにリスク、収益、資本、流動性を結びつけて一体的な管理を進めるとともに、このプロセスにトップマネジメントだけではなくて、銀行の各部門・部・ラインなどすべての階層が参加することが、このフレームワークの大きな特長である。

この手法により、組織内のリスク・収益に関するコミュニケーションを活発化させることで、早期のリスクの検知が出来て、リスクの対応が可能となるというロジックである。

リーマン・ショック時の金融危機では、金融機関の各部門は問題を認識していながらも、それが組織全体にどんな影響を及ぼすのかが正確につかめずに各銀行の現場での対応が遅れていた金融機関が、残念ながら多くあった。

そういう現実が発生した内容の反省を踏まえて、リスク・アペタイト・フレームワークへの関心は、世界的にも大きく高まった。

(2) 我が国における取組み

最近是我国でも、組織のリスク耐性を高める新しい考え方として大きく注目を集めている。

資本・流動性・収益・リスクを別々に管理する ⇒ 一体化して管理する

2019年の制度改正により、持続可能な収益性に改善が必要な地域金融機関については、業務改善命令に基づき、ビジネスモデルの見直しが求められる可能性が高まっている。

そのため、金融庁によるモニタリングに際して、地域金融機関は、「リスク・アペタイト・フレームワーク」(RAF)の導入・活用を奨励されることが今後考えられる。

具体的には、「円債、外債、内外株式等を相場の環境に合わせて、適宜投資の配分割合を見直して、マーケット環境に左右されない運用成果を目指して」いくこととしている。

最近の傾向をみると、緩やかながら、長引くマイナス金利の影響で円債の割合を下げ、リターンが高い(当然リスクも高くなる)株式や外債の割合を上げている。

以下に、先進事例として、一部金融機関の動きを取り上げる。

- ① みずほフィナンシャルグループでは、「リスクに関する行動指針」を制定。具体的には経営の方からのメッセージの発信や行員向け研修等を通じて役員・社員への浸透を深めている。
- ② 三菱UFJフィナンシャル・グループでは、「リスクの取り方および管理に関するMUFJの組織・個人の判断・行動を規定する基本的な考え方」をリスクカルチャーと定義。役員がいかにか判断して、具体的に行動すべきかの基準を記した行動規範に組み込んでいる。その結果として、行員全てにリスクカルチャーを浸透させ、グループにおけるリスク・ガバナンス態勢のさらなる向上に努めている。
- ③ コンコルディア・フィナンシャルグループ(横浜銀行・東日本銀行の持株会社)では、各種リスク管理の態勢整備およびその有効性を確保するために、「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて「リスク管理の基本規程」を制定して、同規程に準拠してリスクカテゴリーごとに規程類を定めている。また、2018年3月の取締役会で、リスク・アペタイト・フレームワーク規定を定めて、リスク管理の全般に関わるガバナンスの充実をはかっている。